平成２９年（フ）第２５６号
茨城県小美玉市中延673番地18
破産者　森戸ちよの
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２５５号
群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1487番地コーポ岡部102号
破産者　中澤　　誠
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９６号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1108番地10
破産者　土谷　賢治
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１１号
東京都町田市野津田町2534番地18　ガーデンヒル愛　102、前住所東京都町田市野津田町2408番地１
破産者　寺井　秀幸
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４８号
川崎市中原区上小田中６丁目１番29号　ビラハラダ　202
破産者　進藤　礼子
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３３号
川崎市多摩区生田１丁目２番16号　リエス稲田堤　102
破産者　高島　良介
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
新潟県村上市大須戸3502番地
破産者　中山　勝春
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２０号
石川県白山市長屋町ハ47番地１　市営第一長屋住宅３号棟333号室、従前の住所石川県白山市手取町188番地２（従前々の住所）金沢市額乙丸町ニ134番地
破産者　種本　翔太
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
石川県河北郡津幡町字太田ほ315番地３　ナンバーワンハイツ津幡　201号
破産者　本谷　俊宏
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１号
金沢市長坂台16番46号　プレジュール吉田102号、従前の住所金沢市円光寺１丁目15番２号
破産者　ビートルウェイこと　谷口　洋章
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
長野県上伊那郡宮田村7454番地５
破産者　花井　禮子
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第４１号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町伊瀬489番地13、開始決定時の住所岐阜県下呂市金山町金山1765番地１
破産者　山内　教昭
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９１号
岐阜市清929番地１　（セラミック加藤Ⅲ102）
破産者　長谷部裕司
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３号
岐阜県各務原市川島松倉町1752番地
破産者　前川　佳子（旧姓奥村）
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１６６号
静岡県富士市神谷新町143番地　メゾニティー殿岡Ａ－103号
破産者　田中美津春
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１４４号
京都市北区大宮東脇台町10番地　メゾン北山パークサイド　201号、前住所京都市北区西賀茂南川上町69番地５
破産者　三森　隼人
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４０号
京都府宇治市莵道丸山１番地の156　アミスタビル３Ｆ
破産者　よし建築工房・こと　田畑　　義（旧姓杉下）
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
京都市上京区上立売通室町西入上立売町１－13　尾田方、住民票上の住所京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町643番地２　アクエルド御所北201号室
破産者　橋本　哲郎
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係